

事業所内保育事業(定員19人以下(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所)) (保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

保育必要量区分⑤			
保育標準時間認定		保育短時間認定	
基本分単価		基本分単価	
(注)		(注)	
⑥		⑥	

241,760	(299,660)	230,660	(288,560)
299,660		288,560	
140,940	(198,840)	136,320	(194,220)
198,840		194,220	
114,140	(172,040)	111,220	(169,120)
172,040		169,120	

従業員枠の 子どもの場合 ⑦

⑥ × 84/100

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

処遇改善等加算 I			
保育標準時間認定		保育短時間認定	
(注) ⑧		(注) ⑧	

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	2,310	(2,880) × 加算率	2,200	(2,770) × 加算率
			乳児	+	2,880 × 加算率		2,770 × 加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	1,300	(1,870) × 加算率	1,260	(1,830) × 加算率
			乳児	+	1,870 × 加算率		1,830 × 加算率	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	1,030	(1,600) × 加算率	1,010	(1,580) × 加算率
			乳児	+	1,600 × 加算率		1,580 × 加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	
			乳児		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	
			乳児		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	
			乳児		

管理者設置加算 ⑨

86,150	+	860 × 加算率	+
35,890	+	350 × 加算率	+
22,670	+	220 × 加算率	+

保育士比率向上加算 ⑩

17,080	(24,360)	170	(250)	× 加算率
24,360		250 × 加算率		
10,910	(18,190)	110	(190)	× 加算率
18,190		190 × 加算率		
9,650	(16,930)	90	(170)	× 加算率
16,930		170 × 加算率		

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算			
(注)		① 処遇改善等加算 I	
(注)		(注)	

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	115,810	(57,900)	1,150	(570)	×加算率
			乳児	+	57,900		570		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	115,810	(57,900)	1,150	(570)	×加算率
			乳児	+	57,900		570		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	115,810	(57,900)	1,150	(570)	×加算率
			乳児	+	57,900		570		×加算率

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

休日保育加算	⑫ 処遇改善等 加算 I
--------	--------------------

休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 193,300 211人~ 279人 206,100 280人~ 349人 231,800 350人~ 419人 257,400 420人~ 489人 283,100 490人~ 559人 308,800 560人~ 629人 334,400 630人~ 699人 360,100 700人~ 769人 385,800 770人~ 839人 411,400 840人~ 909人 437,100 910人~ 979人 462,800 980人~1,049人 488,400 1,050人~ 514,100	+	1,930×加算率 2,060×加算率 2,310×加算率 2,570×加算率 2,830×加算率 3,080×加算率 3,340×加算率 3,600×加算率 3,850×加算率 4,110×加算率 4,370×加算率 4,620×加算率 4,880×加算率 5,140×加算率	+	各月初日の 利用子ども数
---	---	--	---	-----------------

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

夜間保育加算 ⑬
処遇改善等 加算 I

84,630	+	790 × 加算率	+
38,190	+	330 × 加算率	+
25,970	+	200 × 加算率	+

減価償却費加算 ⑭		
加算額		
標準	都市部	

A地域	6,400	7,100
B地域	6,100	6,700
C地域	5,800	6,400
D地域	5,500	6,000
A地域	2,700	2,900
B地域	2,500	2,800
C地域	2,400	2,600
D地域	2,300	2,500
A地域	1,700	1,800
B地域	1,600	1,700
C地域	1,500	1,600
D地域	1,400	1,600

賃借料加算 ⑮		
加算額		
標準	都市部	

a地域	27,600	30,700
b地域	15,200	16,900
c地域	13,200	14,700
d地域	11,900	13,200
a地域	13,700	15,300
b地域	7,600	8,400
c地域	6,600	7,300
d地域	5,900	6,500
a地域	17,400	19,400
b地域	9,600	10,700
c地域	8,300	9,300
d地域	7,500	8,300

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑬ 連携施設を設定しない場合	⑭ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	⑮ 常態的に土曜日に閉所する場合	⑯ 定員を恒常的に超過する場合
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	4,930	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 14/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑪ + ⑬) \times 10/100$	$(⑥ \sim ⑱) \times 58/100$
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	2,050	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 12/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑪ + ⑬) \times 11/100$	$(⑥ \sim ⑱) \times 81/100$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	1,290	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 11/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑪ + ⑬) \times 11/100$	

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① 48,860 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
	⑳ (算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ-① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数	
	B：処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	1 級 地 1,710 4 級 地 1,180	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	⑳ 2 級 地 1,530 その他地域 110	
	3 級 地 1,510	
除雪費加算	㉑ 5,970	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉒ 149,680 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉓ 150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉔ 120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉕ 150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整